

## 第3章 調査結果のまとめ

### 1. 人権全般に関することについて

- 人権を身近に感じている人の割合が5割で、平成26年度調査および平成21年度調査よりも高くなっており、平成30年度県調査と比較しても高くなっています（図表2-2-2）。
- 日本の社会は人権が尊重されているかについては、約5割の人が『そう思う』と回答しており、芦屋市は人権が尊重されているかについても、約5割の人が『そう思う』と回答しています（図表2-2-4、図表2-2-7）。また、芦屋市民の人権意識は5～6年前に比べて高くなっているかについては、約3割の人が『そう思う』と回答しています（図表2-2-10）。
- 人権を侵害された経験がある人の割合は約3割で、平成29年度国調査よりも高くなっており、受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が約4割、「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が約4割、「学校でのいじめや体罰」が約3割の順で割合が高く、平成26年度調査と比較すると、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が最も増加した項目となっています（図表2-2-13、図表2-2-15、図表2-2-16）。また、人権が侵害されたときの対処については、「友達、同僚、上司、教師に相談した」が約4割、「家族、親戚に相談した」が約3割、「何もしなかった」が約3割の順で割合が高く、「何もしなかった」「何もできなかった」を回答した『人権が侵害されたときに対処しなかった』人の割合は約5割となっています（図表2-2-19）。さらに、相談先別にみる問題解決の有無については、すべての相談先で「解決しなかった」の割合が高くなっています（図表2-2-22）。  
今後、人権が侵害された場合の対処については、「家族、親戚に相談する」が約4割、「公的機関（法務局・県庁・市役所や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談する」が約1割、「友達、同僚、上司、教師に相談する」が約1割の順で割合が高く、選択肢が平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、上位3位は平成26年度調査と同順となっており、「公的機関（法務局・県庁・市役所や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談する」は平成26年度調査より最も減少した項目となっています（図表2-2-25）。
- 関心のある人権問題については、「マスコミによる過剰報道の問題」が約5割、「子どもに関する問題」が約4割、「女性に関する問題」が約4割の順で割合が高くなっており、「マスコミによる過剰報道の問題」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-2-28）。また、平成30年度県調査・平成29年度国調査と比較すると、「子ども」「外国人」が平成30年度県調査および平成29年度国調査よりも割合が高く、「障がい者」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」「東日本大震災に伴う人権問題」が平成30年度県調査および平成29年度国調査よりも割合が低くなっています（図表2-2-31）。
- 他人の人権を侵害した経験がない人の割合は約7割で、平成26年度調査と大きな差は見られず、人権侵害が発生した経験がない人の割合については約5割で、平成26年度調査と大きな差は見られませんでした（図表2-2-32、図表2-2-36）。

## 2. 女性の人権について

- 女性の人権に関する問題点については、「古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が約3割、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」が約3割、「ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪」が約3割の順で割合が高く、選択肢が平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、「女性の社会参画のための環境や支援制度の不備」が平成26年度調査よりも大きく減少しています（図表2-3-1）。
- 女性の人権を守るために特に必要なことについては、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が約6割、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が約4割、「男女平等に関する教育を充実する」が約3割の順で割合が高く、上位3位は平成26年度調査と同順となっており、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-3-4）。

## 3. 子どもの人権について

- 子どもの人権に関する問題点については、「保護者が子どもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が約6割、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が約4割、「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を使ったいじめが起きている」が約3割の順で割合が高く、平成21年度調査および平成26年度調査同様、虐待に関する項目の割合が最も高くなっています（図表2-4-1）。
- 子どもの人権を守るために特に必要なことについては、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が約5割、「メール、SNS、ブログなどインターネットの正しい活用など情報モラル教育を進める」が約3割、「保護者や教師の人権感覚を磨く」が約3割の順で割合が高くなっています（図表2-4-4）。

## 4. 高齢者の人権について

- 高齢者の人権に関する問題点については、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が約4割、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が約4割、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が約3割の順で割合が高く、選択肢が平成21年度調査および平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-5-1）。
- 高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が約5割、「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が約4割、「高齢者に関わる情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」が約3割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成21年度調査および平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-5-4）。

## 5. 障がいのある人の人権について

- 障がいのある人の人権に関する問題点については、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が約5割、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」が約3割、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が約3割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成21年度調査および平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、就労に関する項目が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高くなっています（図表2-6-1）。
- 障がいのある人の人権を守るために特に必要なことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が約6割、「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が約4割、「医療や福祉のサービスを充実する」が約2割の順で割合が高くなっており、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-6-4）。

## 6. 同和問題（部落差別）について

- 同和問題に関して起きている人権問題については、「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が約3割、「結婚問題での周囲からの反対」が約3割、「わからない」が約2割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、「インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を悪用した人権侵害」が平成26年度調査より最も増加した項目となっています（図表2-7-1）。
- 子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応については、「子どもの意志を尊重する」が約3割、「わからない」が約3割、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない」が約2割の順で割合が高くなっています（図表2-7-4）。
- 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応については、「わからない」が約3割、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が約3割、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」が約2割の順で割合が高くなっています（図表2-7-8）。
- 同和問題（部落差別）が生じる原因や背景については、「社会全体に残る差別意識」が約3割、「家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識」が約2割、「わからない」が約2割の順で割合が高くなっています（図表2-7-11）。

## 7. 外国人の人権について

- 在住外国人の人権に関する問題点については、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が約4割、「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が約3割、「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」が約2割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成21年度調査および平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高い項目となっています（図表2-8-1）。
- 在住外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が約4割、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が約4割、「外国人のための相談所や電話相談など相談機能を充実させる（いくつかの言語で対応できる等）」が約3割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成21年度調査および平成26年度調査と違うため注意が必要ですが、文化や社会事情の理解に関する項目が平成21年度調査および平成26年度調査同様、割合が最も高くなっています（図表2-8-4）。

## 8. 性的少数者（LGBT）の人権について

- 性的少数者（LGBT）の人権に関する問題点については、「差別的な言動をされる」が約4割、「性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」が約3割、「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が約3割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成30年度県調査、平成29年度国調査と違うため注意が必要ですが、平成30年度県調査、平成29年度国調査同様、差別的な言動に関する項目の割合が最も高く、平成30年度県調査では、次いで「わからない」の割合が高く、平成29年度国調査では、次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が高いのに対し、本調査では、次いで「性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」の割合が高くなっています（図表2-9-1、図表2-9-3、図表2-9-4）。

## 9. インターネットを悪用した人権侵害について

- インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点については、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載する」が約7割、「他人のプライバシーに関する情報を掲載する」が約3割、「インターネット上の人権侵害に対する救済や規制に関する法制度が不十分である」が約3割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成30年度県調査および平成29年度国調査と違うため注意が必要ですが、平成30年度県調査および平成29年度国調査同様、他人へのひどい悪口（誹謗中傷）に関する項目の割合が最も高くなっています（図表2-10-1、図表2-10-3）。

## 10. 働く人の人権について

○働く人の人権に関する問題点については、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が約2割、「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てない」が約2割、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が約2割の順で割合が高くなっており、選択肢が平成30年度県調査と違うため注意が必要ですが、上位3位は平成30年度県調査と同項目となっています（図表2-11-1，図表2-11-3）。

## 11. 人権問題に関する啓発活動について

- 効果的と思われる人権啓発活動については、「SNS（ツイッター、フェイスブックなど）やホームページなどのインターネット」が約3割、「講演会、講義形式の研修会、学習会」が約3割、「広報紙、パンフレット・ポスター」が約3割の順で割合が高くなっています（図表2-12-1）。
- 人権に関する条約・法令等の認知度について、「世界人権宣言」「児童虐待の防止等に関する法律」「性同一性障害者特例法」「高齢者虐待防止法」「いじめ防止対策推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」では「名前は聞いたことがある」の割合が最も高く、「部落差別解消推進法」「芦屋市犯罪被害者等支援条例」「芦屋市こころがつながる手話言語条例」では「知らない」の割合が最も高くなっています（図表2-12-5）。

## 1. 調査票

## 芦屋市人権についての市民意識調査

日頃から市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この調査は、市民一人ひとりの個性や人権が尊重される街づくりを進めるために、「芦屋人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の改定の参考とさせていただくため、皆さまのご意見をお聞きするものです。5年ごとに実施し、今回で4回目の調査です。

市内にお住まいの満16歳以上の方2,500人を無作為に選ばせていただき、そのお一人として回答をお願いするものです。

調査は無記名でお願いし、ご回答いただいた内容はすべてコンピューターで数値として集計しますので、個人の回答内容が外部にもれたり、ご迷惑をおかけすることは決してありません。

また、この調査は上記目的以外に使用することはありません。

ご回答いただいた調査結果は、令和2年3月頃にホームページなどで公表いたします。

どうぞ、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和元年（2019年）9月

芦屋市長 　いとう　まい

## ご記入にあたってのお願い

- (1) 回答は必ずあて名のご本人がご記入ください。
- (2) 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。
- (3) ご回答いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**9月20日（金）まで**にご返送くださいますようお願いいたします。

この調査に関する問い合わせ先

芦屋市 市民生活部 人権推進課 TEL 38-2055

## このアンケートが読めない方へ

○どなたか親しい人に読んでもらって答えてください。

○英語のアンケート用紙かふりがな付きのアンケート用紙がほしい人は、連絡してください。

芦屋市 人権推進課 e-mail [jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp](mailto:jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp)

## Survey on the Human Rights Awareness of Ashiya Citizens

If you need either an English version or a Japanese with *furigana* version of the questionnaire, please contact the office below:

Ashiya City Citizens' Livelihood Department Human Rights Promotion Section  
e-mail [jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp](mailto:jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp)

最初に、あなたご自身のことについてお聞かせください。

F1 あなたの性別は。

1 男性      2 女性      3 1・2に当てはまらない      4 答えたくない

F2 あなたの年齢は。(令和元年9月1日現在)

1 10歳代    2 20歳代    3 30歳代    4 40歳代    5 50歳代    6 60歳代  
7 70歳代    8 80歳以上

人権全般に関することがらについておたずねします。

問1 あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。(○は1つだけ)

1 ひじょうに身近に感じる    2 ある程度身近に感じる    3 どちらとも言えない  
4 あまり身近に感じない    5 まったく身近に感じない    6 わからない

問2 次の①～③のそれぞれについて、あなたはどのように思いますか。

① 今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

1 そう思う                      2 どちらかといえばそう思う    3 どちらとも言えない  
4 どちらかといえばそう思わない    5 そうは思わない

② 芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

1 そう思う                      2 どちらかといえばそう思う    3 どちらとも言えない  
4 どちらかといえばそう思わない    5 そうは思わない

③ 芦屋市民の人権意識(お互いの人権を尊重する意識)は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つだけ)

1 そう思う                      2 どちらかといえばそう思う    3 どちらとも言えない  
4 どちらかといえばそう思わない    5 そうは思わない

問3 あなたは、今までに、自己的人権が侵害されたと思われたことがありますか。

1 ある	2 ない	→次のページの間4へお進みください。
------	------	--------------------

問3-1 どのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)

- 1 うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた
- 2 公的機関や企業、団体による不当(ひどい、いい加減)な扱い
- 3 地域での暴力・脅迫・無理じい・仲間はずれ
- 4 パワー・ハラスメント(職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)
- 5 家庭での暴力や虐待
- 6 学校でのいじめや体罰
- 7 差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)
- 8 プライバシーの侵害
- 9 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 10 ストーカー行為
- 11 インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害
- 12 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問3-2 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(〇はいくつでも)

また、1~8を選んだ方は、その問題は解決しましたか。9を選んだ方は、その後どうなりましたか。

1 友達、同僚、上司、教師に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
2 家族、親戚に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
3 警察に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
4 弁護士に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
5 公的機関(法務局・県庁・市役所や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
6 NPO法人など民間団体に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
7 職場の相談窓口に相談した	1 解決した	2 解決しなかった
8 相手に抗議した	1 解決した	2 解決しなかった
9 何もしなかった	1 人権侵害はなくなった 2 その後も人権侵害は続いた	
10 何もできなかった		
11 その他(具体的に: _____)		



**【全員の方におたずねします】**

問4 今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。  
(○は1つだけ)

1	友達、同僚、上司、教師に相談する
2	家族、親戚に相談する
3	警察に相談する
4	弁護士に相談する
5	公的機関（法務局・県庁・市役所や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談する
6	NPO法人など民間団体に相談する
7	職場の相談窓口相談する
8	相手に抗議するなど自分で解決する
9	何もしない（理由：_____）
10	その他（具体的に：_____）
11	わからない

問5 日本の社会には、人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたが関心を持っているのはどのようなことですか。(○はいくつでも)

1	女性に関する問題
2	子どもに関する問題
3	高齢者に関する問題
4	障がいのある人に関する問題
5	同和問題（部落差別の問題）
6	日本で暮らす外国人に関する問題
7	エイズ患者・HIV（エイズ・ウイルス）感染者に関する問題
8	ハンセン病患者・回復者等に関する問題
9	犯罪被害者に関する問題
10	性的少数者（LGBT※）に関する問題（※）は12頁を参照してください。
11	インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による人権侵害の問題
12	ホームレスの人に関する問題
13	北朝鮮拉致被害者に関する問題
14	刑を終えて出所した人に対する差別の問題
15	アイヌの人々に関する問題
16	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）に関する問題
17	母子家庭や父子家庭に関する問題
18	結婚していない母やその子どもに関する問題
19	マスコミによる過剰報道の問題
20	福島第一原子力発電所の事故による人権問題
21	その他（具体的に：_____）

問6 あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思いますか。(○は1つだけ)

1 ないと思う  
4 わからない

2 あるかもしれない

3 あると思う

→ 問6-1 どのような人権侵害でしたか。

※問3-1を参考に、お答えください。  
具体的に：

問7 あなたのまわりで、今までに、人権侵害が発生したことがありましたか。(○は1つだけ)

1 ないと思う  
4 わからない

2 あるかもしれない

3 あると思う

→ 問7-1 どのような人権侵害でしたか。

※問3-1を参考に、お答えください。  
具体的に：

**女性の人権についておたずねします。**

問 8 女性に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方
- 2 昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い
- 3 女性の社会参画のための環境や支援制度の不備
- 4 女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)
- 5 ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)
- 6 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)
- 7 マタニティ・ハラスメント(マタハラ:職場での妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いなど)
- 8 ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪
- 9 売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 10 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
- 11 古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること
- 12 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 13 わからない

問 9 あなたは、女性の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 女性のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 女性の人権を守るための啓発広報活動を進める
- 3 女性が働きやすい社会の仕組みを作る
- 4 公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する
- 5 ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する
- 6 男女平等に関する教育を充実する
- 7 マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する
- 8 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 9 わからない

子どもの人権についておたずねします。

問10 子どもに関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 保護者が子どもにしつけのつもりで体罰をする
- 2 保護者が子どもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする
- 3 保護者が勝手に子どもの机の引き出しをあけたり、日記を見るなどプライバシーを侵害する
- 4 教師が児童や生徒に暴力をふるう
- 5 子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする
- 6 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 7 インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を使ったいじめが起きている
- 8 学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する
- 9 テレビ・ビデオ・インターネット（パソコンやスマートフォンなど）・ゲーム・雑誌などで性情報や暴力的描写が氾濫している
- 10 親の事情などによって、子どもが無国籍や無戸籍になる
- 11 児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化する
- 12 貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりする
- 13 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 14 わからない

問11 あなたは、子どもの人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 子どものための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 子どもの人権を守るための啓発広報活動等を進める
- 3 いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える
- 4 メール、SNS、ブログなどインターネットの正しい活用など情報モラル教育を進める
- 5 保護者や教師の人権感覚を磨く
- 6 学校で、子どもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える
- 7 家庭内の人間関係について、お互いの人権を大切にすること
- 8 家庭で保護者が子どもに躰（しつけ）をする（特に善悪とか道徳等）
- 9 大人が子どもも独立した権利を持っていることを認識する
- 10 マスコミ等が紙面・番組等の内容に配慮したり、企業等がゲームソフトなど内容・販売に配慮する
- 11 子どもやその家庭が孤立しないよう地域で支援をする
- 12 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 13 わからない

**高齢者の人権についておたずねします。**

問 12 高齢者に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない
- 2 病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする
- 3 高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない
- 4 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする
- 5 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 高齢者だけでは住宅への入居が難しい
- 8 悪徳商法や詐欺などによる被害が多い
- 9 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない
- 10 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 11 わからない

問 13 あなたは、高齢者の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 高齢者の人権を守るための啓発広報活動等を進める
- 3 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
- 4 病院での看護や福祉施設での介護や対応を改善する
- 5 高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善する
- 6 高齢者に関わる情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する
- 7 高齢者和其他の世代との交流を進める
- 8 高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 9 高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする
- 10 高齢者のための交流の場をつくる
- 11 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 12 わからない

**障がいのある人の人権についておたずねします。**

問 14 障がいのある人に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない
- 2 医療や福祉のサービスが十分でない
- 3 学校や職場などで不利な扱いを受ける
- 4 障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されない
- 5 情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 スポーツ活動や文化活動へ参加できる機会が少ない
- 8 障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 障害者差別解消法の内容や目的が十分に理解されていない
- 10 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 11 わからない

問 15 あなたは、障がいのある人の人権を守るために必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を進める
- 3 医療や福祉のサービスを充実する
- 4 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
- 5 障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する
- 6 障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす
- 7 障がいのあるなしにかかわらず、交流を進める
- 8 障がいに応じた教育を充実する
- 9 障がいのある人の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 10 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 11 わからない

**同和問題（部落差別）についておたずねします。**

問 16 同和問題（部落差別）に関して、あなたは、今、どのような人権問題が起きていると思いますか。（○は3つまで）

- 1 差別的な言動
- 2 差別的な落書き
- 3 インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を悪用した人権侵害
- 4 就職・職場での差別・不利な扱い
- 5 結婚問題での周囲からの反対
- 6 身元調査を実施すること
- 7 地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い
- 8 いわゆる同和地区への居住の敬遠
- 9 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 10 わからない
- 11 特に起きているとは思わない
- 12 同和問題を知らない

問 17 あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 反対する理由にはならないので、当然結婚を認める
- 2 子どもの意志を尊重する
- 3 周囲の反対があっても子どもを応援する
- 4 親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたがない
- 5 家族の反対があれば結婚を認めない
- 6 絶対に結婚を認めない
- 7 わからない
- 8 その他（\_\_\_\_\_）

問 18 あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する
- 2 説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する
- 3 家族や親戚の反対があれば結婚しない
- 4 わからない
- 5 その他（\_\_\_\_\_）

問 19 同和問題（部落差別）が生じる原因や背景として、あなたが一番思い当たるのは次のどれですか。（○は1つだけ）

- 1 家族（祖父母、父母、兄弟姉妹など）、親戚から教えられる偏見・差別意識
- 2 地域の人から伝えられる偏見・差別意識
- 3 職場などで伝えられる偏見・差別意識
- 4 社会全体に残る差別意識
- 5 学習する機会の不十分さ
- 6 学校での人権教育の不十分さ
- 7 行政の人権問題の啓発の不十分さ
- 8 インターネット（パソコン、スマートフォンなど）による差別の助長につながる情報の書込み
- 9 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 10 わからない
- 11 同和問題（部落差別）を知らない



外国人の人権についておたずねします。

問 20 日本に居住している外国人に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 入学・学校で不利な扱いを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 働く場所や能力を発揮する機会が少ない
- 4 住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける
- 5 文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい
- 6 施設などに外国語表記が少ない
- 7 言葉の違いで情報が伝わりにくい
- 8 外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 10 ヘイトスピーチによるいやがらせなどがある
- 11 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 12 わからない

問 21 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るために特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 外国人のための相談所や電話相談など相談機能を充実させる(いくつかの言語で対応できる等)
- 2 違いを認めあう意識を高めるための啓発広報活動等を充実する
- 3 外国人の労働環境を見直す
- 4 日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる
- 5 施設などに外国語表記を増やしていく
- 6 外国人を支援する民間ボランティア団体を支援する
- 7 外国人が日本語を学べる機会をつくる
- 8 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)
- 9 わからない

**性的少数者（LGBT）の人権についておたずねします。**

問 22 性的少数者（LGBT）に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

- 1 職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 差別的な言動をされる
- 4 賃貸住宅などへの入居を拒否される
- 5 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 7 性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 8 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 9 わからない

※ LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、一般的には性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称として使われます。

L：レズビアン 女性で女性を好きになる人

G：ゲイ 男性で男性を好きになる人

B：バイセクシュアル 好きになる対象が男性女性両方の人

T：トランスジェンダー 生まれた時の性別とは異なる性別で生きたいと望む人

**インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を悪用した人権侵害についておたずねします。**

問 23 インターネット（パソコン、スマートフォンなど）を悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか（○は3つまで）

- 1 他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載する
- 2 差別を助長する表現や内容を掲載する
- 3 捜査の対象となっている未成年者の名前や顔写真を掲載する
- 4 犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがある
- 5 わいせつな画像や残虐な映像を掲載する
- 6 インターネット取引を悪用した悪徳商法による被害がある
- 7 他人のプライバシーに関する情報を掲載する
- 8 インターネット上の人権侵害に対する救済や規制に関する法制度が不十分である
- 9 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 10 わからない

働く人の人権についておたずねします。

問 24 働く人の人権についてあなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は1つまで)

- 1 長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てない。
- 2 休暇制度があっても取れないような実態がある。
- 3 非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている。
- 4 無理なノルマを課したり、賃金不払い残業やパワーハラスメントがある
- 5 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）
- 6 わからない

人権問題に関する啓発活動についておたずねします。

問 25 あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 講演会、講義形式の研修会、学習会
- 2 ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会
- 3 映画、ビデオ
- 4 展示会
- 5 広報紙、パンフレット・ポスター
- 6 SNS（ツイッター、フェイスブックなど）やホームページなどのインターネット
- 7 車いすやアイマスクなどを使った疑似体験会
- 8 コンサート
- 9 交流会
- 10 その他（具体的に：\_\_\_\_\_）

問 26 あなたは、次にあげる条約、法律などについて、名前を見聞きしたり、内容を知っていますか。

	1	2	3
	含め知っている	おおよそ内容も	名前が聞いたことが ある
1 世界人権宣言（1948年）	1	2	3
2 児童虐待の防止等に関する法律（2000年）	1	2	3
3 性同一性障害者特例法（2004年）	1	2	3
4 高齢者虐待防止法（2006年）	1	2	3
5 いじめ防止対策推進法（2013年）	1	2	3
6 障害者差別解消法（2016年）	1	2	3
7 ヘイトスピーチ解消法（2016年）	1	2	3
8 部落差別解消推進法（2016年）	1	2	3
9 芦屋市犯罪被害者等支援条例（2016年）	1	2	3
10 芦屋市こころがつながる手話言語条例（2017年）	1	2	3

◆ 最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、**切手を貼らずに9月20日（金）までに郵便ポストに投函してください。**

## 芦屋市人権についての市民意識調査報告書

---

令和2年3月発行 芦屋市 市民生活部 人権推進課  
〒659-8501  
兵庫県芦屋市精道町7番6号  
電 話 : 0797-38-2055  
F A X : 0797-38-8694